

社会福祉法人 豊陽会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊陽会（以下「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事長の報酬及び役員及び評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、理事長に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 理事長以外の役員及び評議員は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事長の報酬総額は、年間300万円以内とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行のための会議等に出席する交通費として、その都度3千円の費用弁償の支給をするものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長の報酬等の支給日は、一般職員給与規程第3条給与の締切及び支払日の規定に準じて支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった

立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成30年6月 日（ 評議員会の議決日）から施行する。